

## 伊奈町週休2日制適用工事試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設業における技術者の離職対策や若年者が入職しやすい職場づくりを支援し、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の育成及び確保を目指すための取り組みとして、町が発注する建設工事（建築工事（公共建築工事積算基準（国土交通省）又は埼玉県建築工事積算基準等を適用する工事）を除く。）において、週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）を試行するために必要となる事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 契約工期のうち、対象期間における4週8休（8日／28日、28.5%）以上の現場閉所率を達成することをいう。
- (2) 現場閉所率 現場閉所日の日数を対象期間の日数で除することにより算定した割合をいう。
- (3) 現場閉所 現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場が閉所された状態（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業のみを行う場合も含む。）をいう。
- (4) 対象期間 契約工期のうち、現場施工着手日から現場施工完了日までの期間をいう。ただし、7日に満たない最終週は対象期間から除く。
- (5) 現場施工着手日 現場での測量や調査、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等実際に現場作業に着手する日をいう。
- (6) 現場施工完了日 後片付けや清掃を除いた現場作業が完了した日をいう。

### (現場閉所の取扱い)

第3条 現場閉所とする日は、対象期間中に現場閉所を行う日のうち、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできるものとする。この場合において、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

2 年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び発

注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含むものとし、そのうち休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントするものとする。

3 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所の日を含めることができるものとし、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員（伊奈町建設工事請負契約基準約款に定める監督員をいう。（以下「監督員」という。））に報告するものとする。

4 地元対応等で、やむを得ず予定していた現場閉所の日には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所の日を設定するものとする。

（対象とする工事）

第4条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、次に掲げる工事は、適用工事としないことも可能とする。

(1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事

(2) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

(3) 単価契約方式による工事

(4) 対象期間が1週間未満の工事

(5) 前各号に掲げる場合のほか、週休2日の取得が困難な工事

（発注方式）

第5条 適用工事の発注は、次のいずれかの方式によるものとし、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定する。

(1) 発注者指定型 発注者が適用工事に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型 受注者が工事着工前に発注者に対して適用工事に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

2 発注者は、適用工事の発注にあたっては、別紙1に基づき入札公告等に発注方式を明示するものとする。

（工期の設定）

第6条 発注者は、契約工期の設定において、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、次に掲げる場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行うものとする。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により、受注者の責によらない理由で全体工程に影響が生じた場合

(経費の補正)

第7条 発注者指定型においては、4週8休以上を前提として、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じ工事費を積算して、当初の予定価格を作成するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

- (1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

経 費	補正係数	経 費	補正係数
労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

2 受注者希望型においては、第1号に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じ工事費を積算して、当初の予定価格を作成するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、閉所状況に応じ、請負代金額のうち補正の差分を減額して変更契約を行う。

- (1) 4週8休以上  
(現場閉所率28.5%以上)

経 費	補正係数	経 費	補正係数
労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

- (2) 4週7休以上4週8休未満  
(現場閉所率25.0%以上28.5%未満)

経 費	補正係数	経 費	補正係数
-----	------	-----	------

労務費	1.03	機械経費（賃料）	1.03
共通仮設費	1.03	現場管理費	1.04

(3) 4週6休以上4週7休未満

(現場閉所率 21.4%以上25.0%未満)

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.01	機械経費（賃料）	1.01
共通仮設費	1.02	現場管理費	1.03

(実施方法)

第8条 発注者は、別紙1に基づき入札公告等に「適用工事」である旨を明示するものとする。

2 受注者希望型の場合、受注者は契約後速やかに適用工事实施の意向について、工事記録により監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。

3 受注者は、現場施工着手日前までに次の各号のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(2) 受注者は、現場施工着手日から28日分の休日取得計画書（第1号様式）を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受けるものとする。

(3) 受注者は、対象期間中、適用工事である旨を明示するため、別紙2の記載例に基づき、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

4 対象期間中は、次の各号のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、翌28日分の休日取得計画書（第1号様式）を当該休日取得計画書の初日となる日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受けるものとする。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除くものとする。

(2) 28日間終了後、「休日取得実績書（第2号様式）」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受けるものとする。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受けるものとする。

(3) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合

は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けるものとするが、天候の急変や緊急工事等急を要する場合は、事後報告も可能とする。

(4) 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかな対応に努めるものとする。

(5) 受注者は、週休2日の確保について下請負人を指導するものとする。

5 現場施工完了時には、次の各号のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場施工完了日以降3日以内に、対象期間全ての休日取得実績書（第2号様式）及び休日取得実績書【集計表】（第3号様式）を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受けるものとする。

(2) 発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる変更契約を行う。ただし、前号に規定する提出期限後において、発注者の提出の求めに応じず、休日取得実績書等の提出がなかった場合には、適用工事を達成できなかったものとして扱うものとする。

(アンケートの実施)

第9条 受注者は、発注者からの指示があった場合において、工事完成通知日の翌日から14日以内に、別に定めるアンケートに回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

(発注者による調査)

第10条 発注者は、適用工事の実施や提出書類等の内容に疑義が生じた場合等において、受注者に対し、事情の聴取その他の必要な調査を行うことができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 別紙 1

### <入札公告等>

#### その他

本工事は、伊奈町「週休2日制適用工事（※型）」の試行対象工事である。試行の実施は、伊奈町週休2日制適用工事試行要領によるものとする。

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入

## 別紙 2

### 週休 2 日制適用工事

この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休 2 日の確保に取り組むための適用工事です。

工事名	〇〇〇〇工事※
発注者	伊奈町
受注者	〇〇〇〇建設(株)

※工事場所において、別の掲示物で工事名の記載があり、当該工事であることが判別できる場合は、本掲示上で工事名の記載を要しない。